平成一二年三月三〇日宣告 裁判所書記官 安田修

平成一二年ら第四号

決

金沢市東力二丁目二八番地二

同市北安江町四七九番地九

(元建設作業員)

昭和三九年一一月二六日生

察官松浦由記夫出席の上審理し、 が言い渡した判決に対し、 右の者に対する傷害被告事件について、平成一一年一二月二一日金沢地方裁判所 被告人から控訴の申立てがあったので、 次のとおり判決する。 当裁判所は、

主

文

本件控訴を棄却する。

頁

当審における未決勾留日数中四〇日を原判決の刑に算入する。

由

在はうかがわれない。)。 ようにいう記載があるが、 護趣意書」と題する書面のとおりであるから、 (なお、 本件控訴の趣意は弁護人小堀秀行作成名義の控訴趣意書、被告人作成名義の 被告人を懲役一年八か月に処した原判決の量刑は重過ぎるというもの 右被告人作成名義の書面には、 一件記録を精査しても、 本件は公訴が棄却されるべきであったかの これらを引用する。控訴趣意の論旨 本件公訴を棄却すべき事情の存 である 「弁

行を加え、 顔面を手拳で複数回殴打して転倒させたり、 けは、 本件は、 直前に被害者から「犯罪者」などと言われたことにカッとなったためであ 傷害を負わせたという事案である。 被告人が、 原審記録を調査し、 夜間、 スーパーマーケットの駐車場で、 当審の事実取調べの結果をも加えて検討する。 その前頭部付近を足げにしたりする暴 被告人が右犯行に及んだ直接のきっ 被害者に対し、 その

10

二頁

所後、 るのに 犯行に及んだもので、 被告人には、 人の 工夫したもの るが、 あって、 ているうち、 し被害者は、 路面に打ち付けさせるなどの暴行を加えて同女に全治期間不明の頭蓋骨骨折、 骨骨折、 顔面を殴打するなどした上、 本件犯行に酌むべきものがあるとはい 乗じ 同女と接触しようとして、 被告人は、 その心情には誠に察すべきものがある。 急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、 て同女を姦淫したという傷害、 被告 Ó 前記のとおりの前科があるのに、 同女の父親として、 人に対する怒りが募り、 以前、 被告人の執拗な対応にほとほと困り果て、 その規範意識 被害者の娘から交際を拒否されたことに腹を立 同女の顔面を蹴り付けて側頭部をアス 繰り返し同女方に電話をかけるなどし、 同女と被告人を接触させないようにすべ の鈍麻の程も看過できない。 い難い。 先のような言葉を発するに至ったもので 準強姦の罪を犯し、 更に同女が右傷害により抗拒不能であ その執行終了後二年半余にして本件 このような経緯に徴すれば、 被害者の処罰感情は大変厳しい。 被告人と会っ 服役したところ、 このような事情に ファルト て、 これに て話を く、種々 同女の 下顎 出 対

照らすと、被告人の刑責は重い。

月に処した原判決の量刑が重過ぎて不当とまではいえない。 いることなどの被告人にとって酌むべき事情を考慮しても、 面 打撲、 そうすると、 内裂傷 幸 いにして本件の傷害の程度は通院加療約一 両肘擦過傷と比較的軽微なものに止まったこと、 **論旨は理由が** 被告人を懲役一年 〇日間を要する頭部顔 事実は認めて な カン

ては刑訴法一八一条一 おける未決 よっ とおり判決す て、 勾留日数中四○日を原判決の刑に算入し、 刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、 項ただし 書を適用し て被告人に 負担させない 当審における訴訟費用につい 刑法二一条を適用して当審に こととして、

+成一二年三月三〇日

名古屋高等裁判所金沢支部第二部

12

四百

//

三頁

五页